平成２６年（フ）第１９８５号
札幌市南区川沿12条１丁目１番44号　イレブンマンションＢ号
債務者　亀谷　勇二
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９８６号
札幌市南区川沿12条１丁目１番44号　イレブンマンションＢ号
債務者　亀谷　　望
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０２１号
札幌市白石区本郷通10丁目北２番19号　グリーンコート本郷103号
債務者　木村　典子（旧姓田邉）
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０２７号
札幌市東区北30条東15丁目１番21号　エルメゾン101号
債務者　鈴木こずえ
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０２８号
札幌市西区西町南16丁目２番40号　カーサ西町南101号
債務者　石井　　顕
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０４１号
札幌市北区麻生町１丁目５番20―105号
債務者　山岡ゆかり（旧姓福士・飯塚）
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０８９号
札幌市南区澄川５条５丁目６番12号　光ハイム３号
債務者　中島美登里
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１２２号
札幌市豊平区豊平４条11丁目１番４―401号
債務者　佐藤　宏枝
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２号
岩手県九戸郡九戸村大字戸田第13地割69番地１
債務者　中村　純一
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第５８号
山形県酒田市若竹町２丁目８番８号、住民票上の住所山形県酒田市若竹町２丁目９番25号
債務者　須田　正和
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第３１５号
群馬県佐波郡玉村町大字福島515番地６　サンハイツ105
債務者　住吉　正臣
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３２０号
群馬県伊勢崎市今泉町１丁目1540番地１　メゾンドエトワール102
債務者　浅野　俊行
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３２２号
群馬県伊勢崎市下植木町576番地４　リエフュテュール303
債務者　西村　修三
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３３０号
群馬県前橋市富士見町横室1156番地１
債務者　徳江登美子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３３１号
群馬県伊勢崎市宗高町22番地１　パレス伊勢崎第２―206
債務者　田島　　浩
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２２３号
群馬県高崎市東貝沢町２丁目29番地１　リバティー貝沢112号
債務者　田島　秀男
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２２５号
群馬県高崎市和田多中町14番15号　アトランタＳ201号
債務者　齋藤　優輝
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部